

○広野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則

昭和49年10月1日規則第4号

改正

昭和60年3月18日規則第3号

昭和61年12月1日規則第20号

平成元年7月25日規則第10号

平成2年9月20日規則第10号

平成3年6月25日規則第11号

平成9年3月12日規則第5号

平成13年3月8日規則第7号

平成15年3月31日規則第41号

平成17年9月9日規則第22号

平成17年9月27日規則第23号

平成20年3月31日規則第11号

平成21年7月31日規則第5号

広野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則

(受給者証の交付申請)

第1条 広野町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例(昭和49年広野町条例第30号。以下「条例」という。)第3条に規定する重度心身障がい者医療費(以下「医療費」という。)の給付を受けようとする者は、あらかじめ重度心身障がい者医療費受給者証交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、本人に代わってその保護者が申請することができる。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証

(2) その他町長が必要と認めた書類

(受給者証の交付)

第2条 町長は、前条に規定する申請に基づいて医療費の給付を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に重度心身障がい者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)(様式第2号)を交付するものとする。

2 前項の受給者証の交付日は、町長が交付決定をした日の属する月の翌月の初日(交付決定をし

た日が月の初日であるときは、その日)とする。

- 3 転入者の受給者証の交付日の取り扱いは、県内転入者については、転入した日から14日以内に申請があったときは転入日を交付日とし、14日を過ぎて申請があった場合及び県外からの転入者については、新規申請者に対する交付と同様の取り扱いとする。

(受給者証の確認)

第3条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年1回町長の定める期間内に受給者証に第1条第2項各号に掲げる書類を添え、これを町長に提出し、引き続き医療費の給付を受けることができる者であることの確認を受けなければならない。

(受給者証の再交付)

第4条 受給者は、受給者証を破損し、又は失ったときは、重度心身障がい者医療費受給者証再交付申請書(様式第3号)を町長に提出して再交付を申請することができる。

- 2 受給者証を破損した場合の前項の申請には、同項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

(変更の届出)

第5条 受給者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに重度心身障がい者医療費受給者証変更届書(様式第4号)を町長に提出して届出なければならない。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 町の区域内で居住地を変更したとき。
- (3) 保険に関する事項に変更があったとき。

- 2 前項の届書には、受給者証を添えなければならない。

(受給者証の返還)

第6条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに重度心身障がい者医療費受給者証返還届書(以下「返還届書」という。)(様式第5号)に受給者証を添えて届け出なければならない。

- (1) 条例第2条第1項に規定する重度心身障がい者でなくなったとき。
- (2) 条例第4条に該当するに至ったとき。
- (3) 町の区域内に住所を有しなくなったとき。

- 2 前項の届出は、受給者の親族等が代わってすることを妨げない。

- 3 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者が速やかに第1項の返還届書に受給者証を添えて届け出なければならない。

(医療費給付の申請)

第7条 条例第3条の規定による医療費の給付を受けようとする者は、重度心身障がい者医療費助成申請書(様式第6号)に別表に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(高額療養費支給に係る給付)

第8条 条例第2条第4項第2号に規定する額は、次の算式により算定した額とする。

(給付の決定)

第9条 町長は、第7条の規定により提出された申請書を審査し、医療費を給付すべきものと認めるときは、給付を決定し、重度心身障がい者医療費給付決定通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

(保険医療機関等の受領委任の取扱届出)

第10条 条例第3条第2項の規定により、受給者に代わり医療費の支払いを受ける保険医療機関等は、重度心身障がい者医療費助成代理受領に係る取扱届書(様式第8号)をあらかじめ町長に提出するものとする。

(受領委任の支給申請)

第11条 受給者が前条の届出のあった保険医療機関等に医療費の受領を委任するときは、重度心身障がい者医療費助成受領委任による給付申請書(様式第9号)を診療を受ける保険医療機関等に提出しなければならない。

(保険医療機関等による医療費の請求)

第12条 前条の規定により委任を受けた保険医療機関等は、重度心身障がい者医療費助成受領委任による給付申請書(様式第9号)及び重度心身障がい者医療費請求書兼明細書(様式第10号)を町長に提出するものとする。

(保険医療機関等に対する医療費の支払)

第13条 町長は、前条の規定により提出された請求書等を審査し、医療費を給付すべきものと認めるときは、給付を決定し、重度心身障がい者医療費給付決定通知書(様式第11号)を保険医療機関等へ通知するものとする。

(口頭による申請等)

第14条 町長は、この規則に規定する申請書、届書等を作成することができない特別の事情があると認めるときは、必要な措置をとることによって申請者又は届出人の口頭による申請又は届出をもって当該申請書又は届書の受理にかえることができる。

(処分の通知)

第15条 町長は、医療費の給付に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請人又は届出人に通知しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか医療費の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月18日規則第3号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、昭和60年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則 (昭和61年12月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年5月1日から適用する。

附 則 (平成元年7月25日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年6月1日から適用する。

附 則 (平成2年9月20日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年6月25日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年5月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月12日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年6月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月8日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第41号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月9日規則第22号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日規則第23号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第11号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の広野町重度心身障害者医療費の給付に関する条例施行規則は、平成20年4月診療分に

係る医療費の給付から適用し、平成20年3月診療分以前の医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月31日規則第5号）

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分		提出書類
1 一部負担金が21,000円以上で高額療養費に該当する場合	(1) 国民健康保険法適用者	高額療養費支給に関する確認書（様式第6号）
	(2) (1)以外の医療保険各法適用者	高額療養費支給決定通知書又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類
2 一部負担金が21,000円以上80,100円+267,000円を超えた医療費の1%以下（市町村民税が課税されない世帯に属する者は21,000円以上35,400円以下）で高額療養費に該当しない場合		高額療養費支給に関する申立書（様式第6号）
3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が入院にかかる費用の給付申請をする場合		重度精神障がい者の入院治療に係る保険診療証明書（様式第6号の2）

様式第1号（第1条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第6号の2（第7条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第10条関係）

様式第9号 (第11条、第12条関係)

様式第10号 (第12条関係)

様式第11号 (第13条関係)